

奈良県訓令第七号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和四年三月二十一日から施行する。

令和四年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

別表第三奈良まほろば館の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村	副村長
-----------	-----